滋賀県における

中小企業の労働事情

中小企業労働事情実態調査報告書

令和３年度

滋賀県中小企業団体中央会

は　じ　め　に

滋賀県経済を支える中小企業・小規模事業者が将来にわたり持続的な発展を続けていくためには、優れた人材の確保と今ある人材の力を最大限に引き出すことが必要であり、そのためには職場における適正な労働環境の整備が求められます。

本会をはじめとした各都道府県中央会では、中小企業・小規模事業者が適正な労働環境を築くための指標にしていただくことを目的に、景況感・労働時間・採用・賃金の改定状況に加え、本年は新型コロナウィルスの影響、雇用保険料の事業主負担の状況に関する事項について、調査項目を全国統一とした労働事情実態調査を毎年実施しております。

滋賀県におきましては、県内の各業種・業界の組合員８００事業者を対象に調査を実施いたしました。

本報告書は、調査の結果を業種別・規模別、全国平均で取りまとめています。

この報告書が、今後の中小企業における労働環境を取り巻く諸課題の整備・改善の参考に少しでも寄与できれば幸いです。

最後に、本調査の実施にあたりご協力いただきました組合並びに組合員事業者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後ますますのご発展を祈念申し上げます。

令和４年２月
滋賀県中小企業団体中央会

目　次

調査概要 ・・・

調 査 概 要

１．**目　　的**　本調査は、滋賀県内の中小企業・小規模事業者における労働事情を的確に把握し、労働環境の整備・改善の指標となることを目的とする。

２．**調査機関**　滋賀県中小企業団体中央会

３．**調査時点**　令和３年７月１日

４．**調査方法**　滋賀県中小企業団体中央会の会員組合の組合員である中小企業から、下記割合に準拠して任意抽出した８００事業所へ組合経由で調査票を配布し回収を行った。これを全国中小企業団体中央会において一括集計し、滋賀県中小企業団体中央会で取りまとめた。

製造業　：　３９５事業所（４９．４％）

従業員数	１～９人	10～29 人	30～99 人	100～300 人
内割合	２９％	３２％	２９％	１０％

非製造業　：　４０５事業所（５０．６％）

従業員数	１～９人	10～29 人	30～99 人	100～300 人
内割合	４９％	３２％	１５％	４％

５．**調査内容**　調査票は、全国中小企業団体中央会が作成した全国統一様式を用いた。様式については巻末の付属資料参照。調査内容の大要は以下の通り。

（１）経営に関する事項
（２）労働時間に関する事項
（３）雇用に関する事項
（４）その他労働に関する重要事項
（５）賃金に関する事項

６．**回収結果**　回 収 状 況　：３５２事業所
回　収　率　：４４．０％
有効回答数　：３４８事業所

※ 本調査は毎年継続して行っておりますが、事業所の所属組合へ調査依頼を行っているため、回答事業所は毎年一致するとは限らず、厳密な時系列比較ではございません。また、調査項目は、複数回答の項目もあり、小数点以下を四捨五入している関係上合計数が１００％にならない場合があります。

回答事業所数

調査票を配布した 800 事業所のうち最終の調査票回収は 352 事業所であり、集計対象の有効回答数は 348 事業所であった。

回答事業所のうち、従業員規模別の内訳は「1～9 人」が 144 事業所(41.4%)、「10～29 人」は 115 事業所(33.0%)、「30～99 人」は 71 事業所(20.4%)、「100～300 人」は 18 事業所(5.2%)であった。348 事業所の従業員数の総計は 10,166 人であった。

区分	事業所数計	従業員規模				正社員比率（%）	女性常用労働者比率（%）	従業員数
		1～9人	10～29人	30～99人	100～300人			
全国	20,255	7,114	6,893	4,862	1,386	74.9	55.0	672,357
滋賀県	348	144	115	71	18	70.2	47.8	10,166
製造業　計	135	39	55	31	10	74.1	57.1	4,782
食料品	21	4	12	5		36.5	18.4	543
繊維工業	28	11	14	3		76.9	66.1	484
木材・木製品	6	5	1			43.6	14.3	39
印刷・同関連	6	2	2	1	1	69.0	61.0	407
窯業・土石	20	5	10	4	1	77.5	57.1	614
化学工業	8		1	4	3	84.3	76.1	668
金属・同製品	27	7	10	8	2	84.5	74.4	1,098
機械器具	10	2	3	2	3	82.3	63.3	620
その他の製造業	9	3	2	4		64.4	61.1	309
非製造業　計	213	105	60	40	8	66.8	38.0	5,384
情報通信業	2	1		1		82.6	65.0	86
運輸業	20	1	5	12	2	73.3	36.6	1,119
建設業　計	91	49	29	12	1	90.8	83.7	1,532
総合工事業	30	10	9	10	1	91.7	84.3	980
職別工事業	34	25	9			84.1	81.8	232
設備工事業	27	14	11	2		92.8	83.1	320
卸・小売業　計	62	37	19	6		64.1	49.2	810
卸売業	21	10	7	4		69.4	59.1	392
小売業	41	27	12	2		59.1	41.1	418
サービス業　計	38	17	7	9	5	43.2	19.4	1,837
対事業所サービス業	30	16	3	7	4	44.0	18.6	1,265
対個人サービス業	8	1	4	2	1	41.6	20.8	572

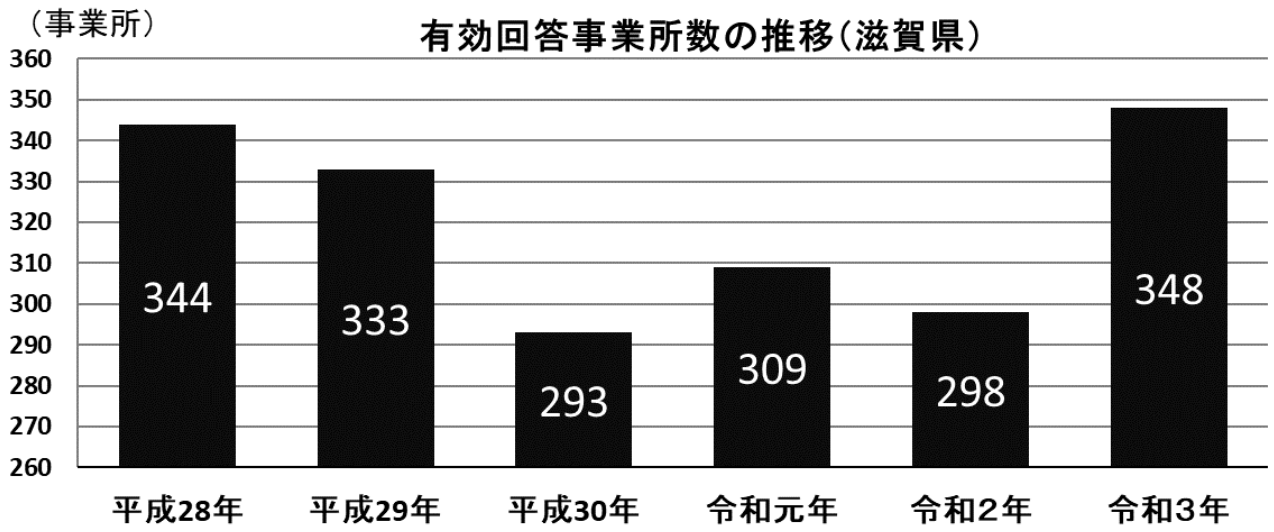

調査結果の概要

新型コロナウィルスの影響について

１.新型コロナウィルスによる経営への影響

滋賀県における新型コロナウィルスによる経営への影響は、「売上高の減少」59.5%が最も高く、次いで「取引先・顧客からの受注減少」46.8%、「営業活動等の縮小」27.7%の順であった。

業種別にみると、「売上高の減少」と回答した事業所が多いのは「製造業」で「印刷・同関連」100%、「繊維工業」77.8%、「非製造業」で「運輸業」75.0%、「小売業」73.2%、「卸売業」71.4%であった。

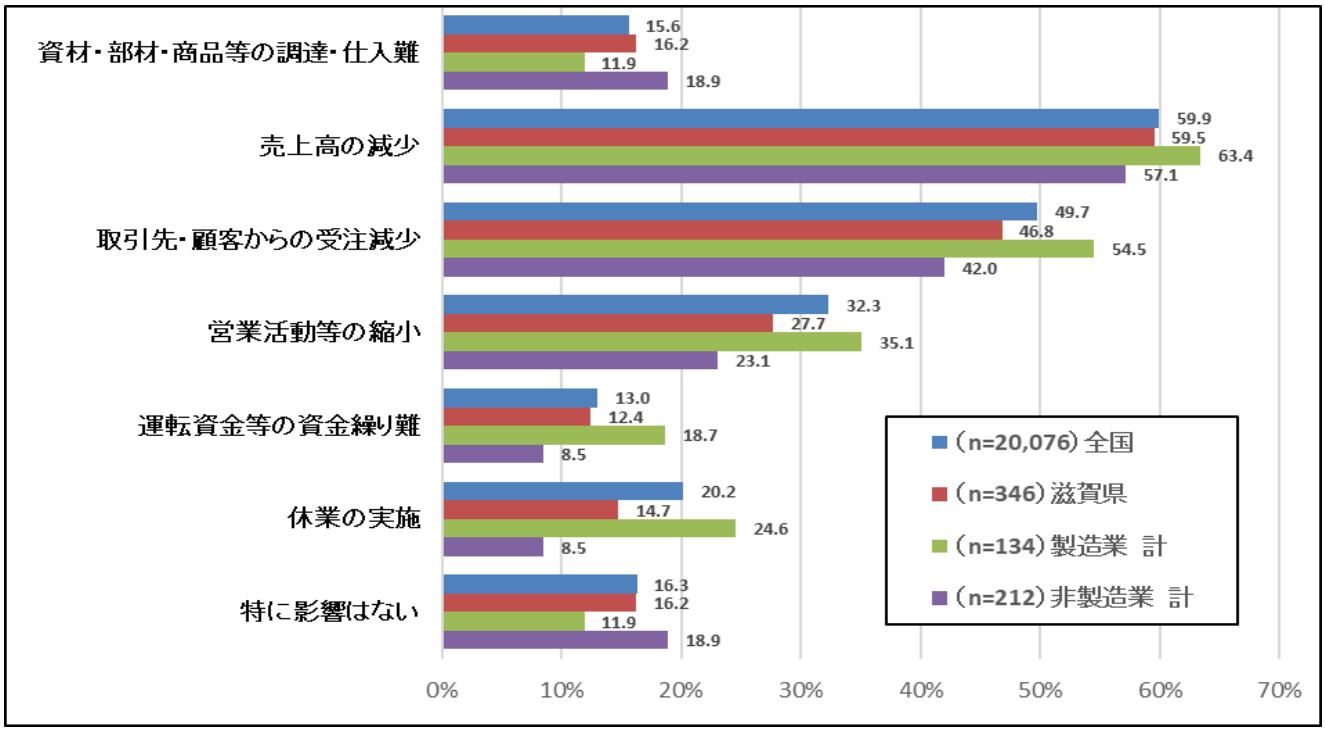

２.新型コロナウィルスの影響による従業員等の雇用環境の変化

新型コロナウィルスの影響による従業員等の雇用環境の変化は、「特に影響はない」が最も高く 48.2%、次いで「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」22.0%、「労働日数を減らした従業員がいる」21.4%の順であった。

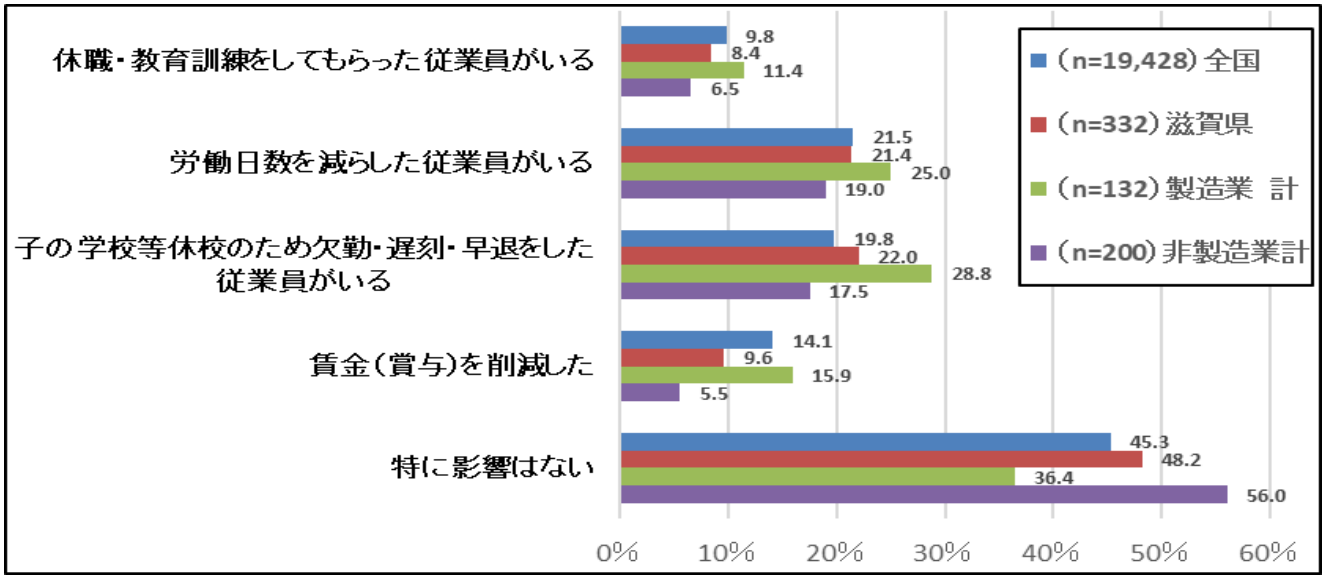

３.新型コロナウィルスの影響への対策として実施している従業員の労働環境の整備

新型コロナウィルスの影響への対策として実施した従業員の労働環境は、「特に整備していない」が最も高く 64.3%、次いで「テレワークの導入」11.5%、「時短勤務の導入」11.2%の順であった。

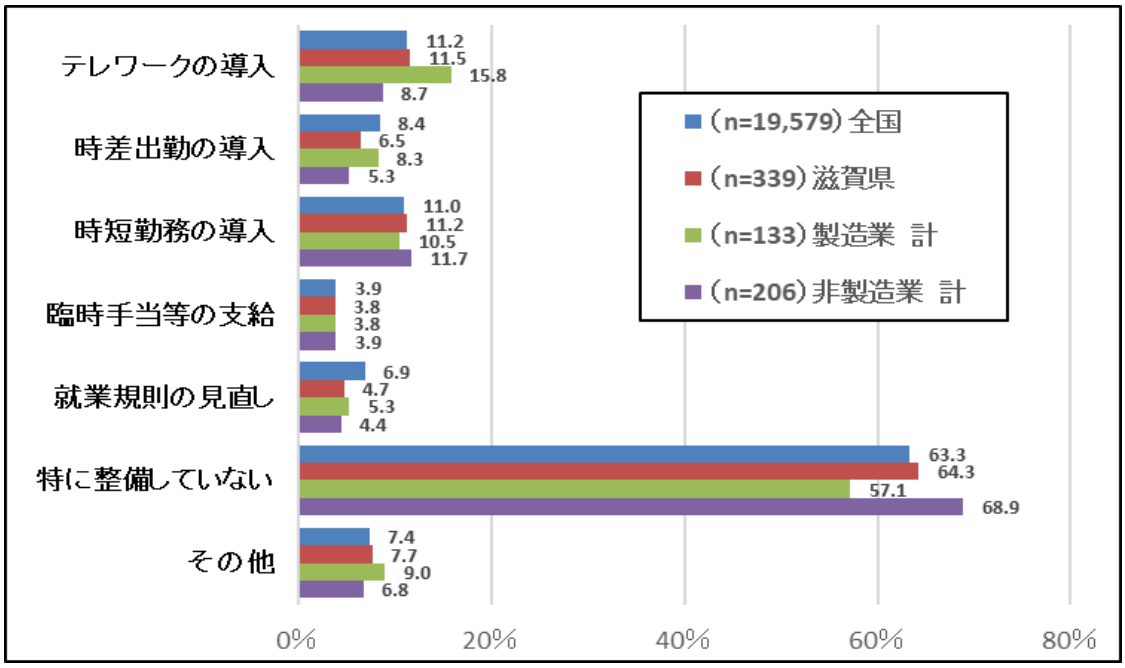

４.新型コロナウィルスの影響への対策として今後実施していきたい方策

新型コロナウィルスの影響への対策として事業を継続していくために今後実施していきたい方策については、「各種補助金の申請・活用」が最も高く 42.2%、次いで「労働生産性の向上」27.1%、「特に考えていない」25.1%であった。

業種別にみると、「各種補助金の申請・活用」は「製造業」44.8%、「非製造業」40.5%と「製造業」が高く、「労働生産性の向上」についても、「製造業」が「非製造業」よりも高い傾向がみられた。

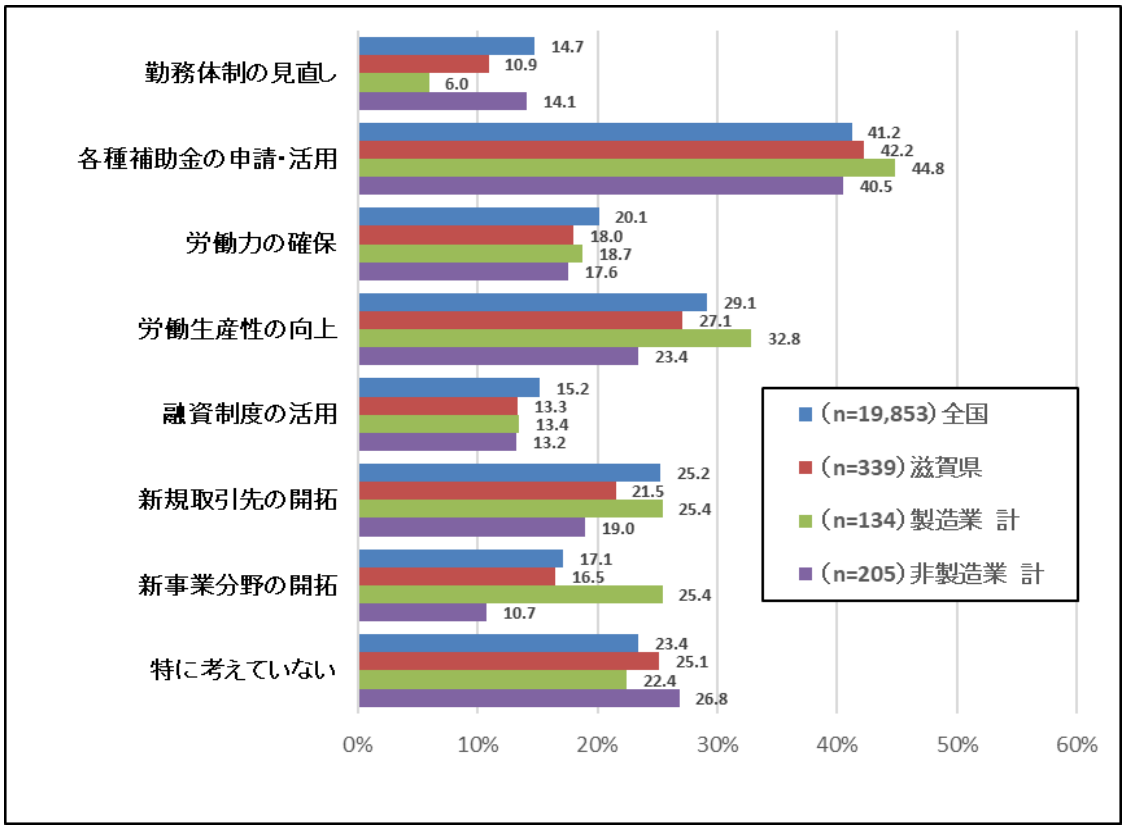

経営について

１.経営状況

一年前と比較した経営状況について、滋賀県では「良い」(14.2%)、「悪い」(41.0%)、「変わらない」(44.8%) となった。

全国平均では「良い」(15.7%)、「悪い」(41.4%)、「変わらない」(42.9%) となった。

「良い」と回答した事業所の業種別では「機械器具」が 40.0%と最も高くなった。一方、「悪い」は「職別工事業」が 67.6%、次いで「化学工業」が 62.5%と高くなった。

「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を差し引いた値は、▲26.8 ポイントと前年度調査（▲50.0 ポイント）と比べ＋23.2 ポイント改善した。

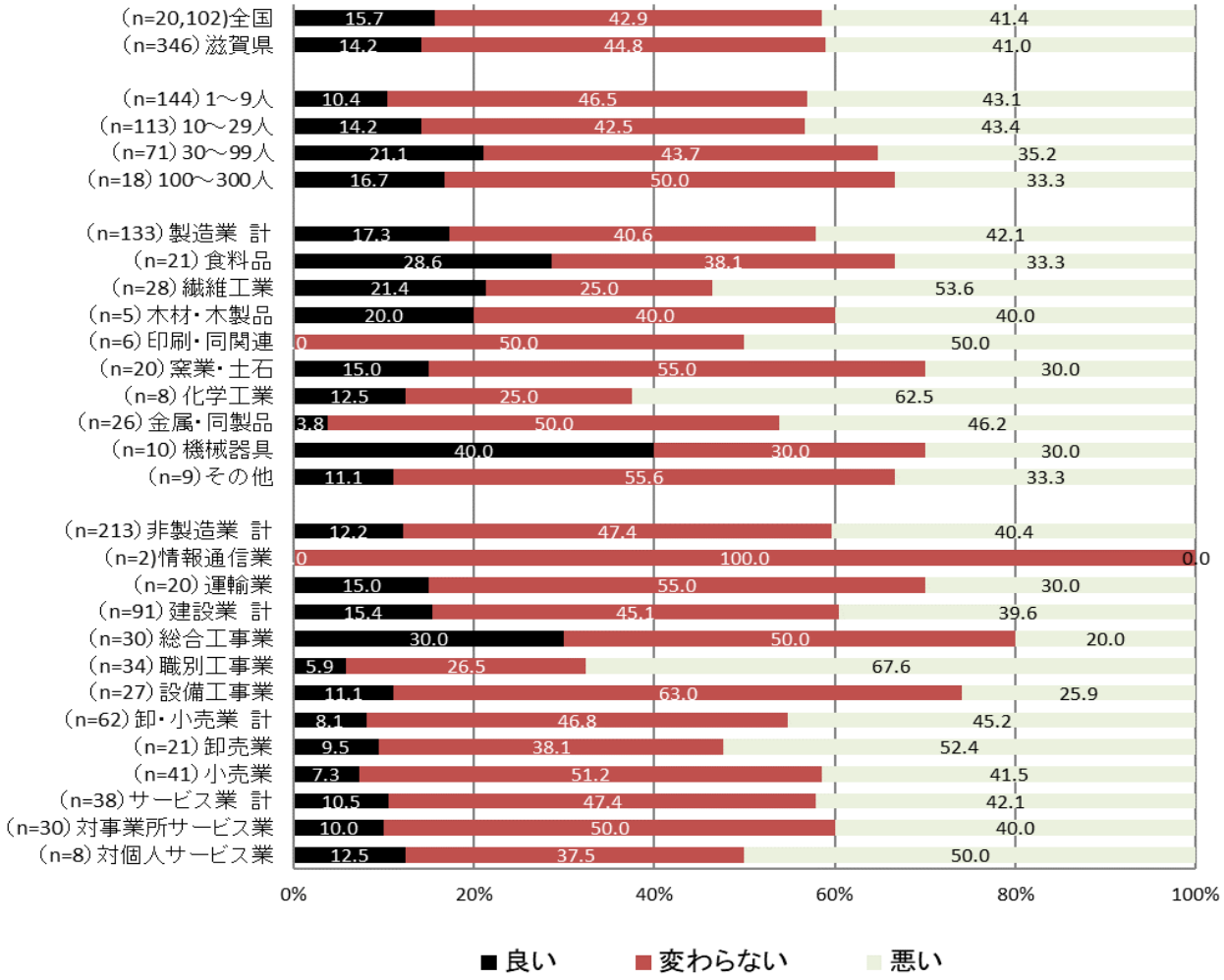

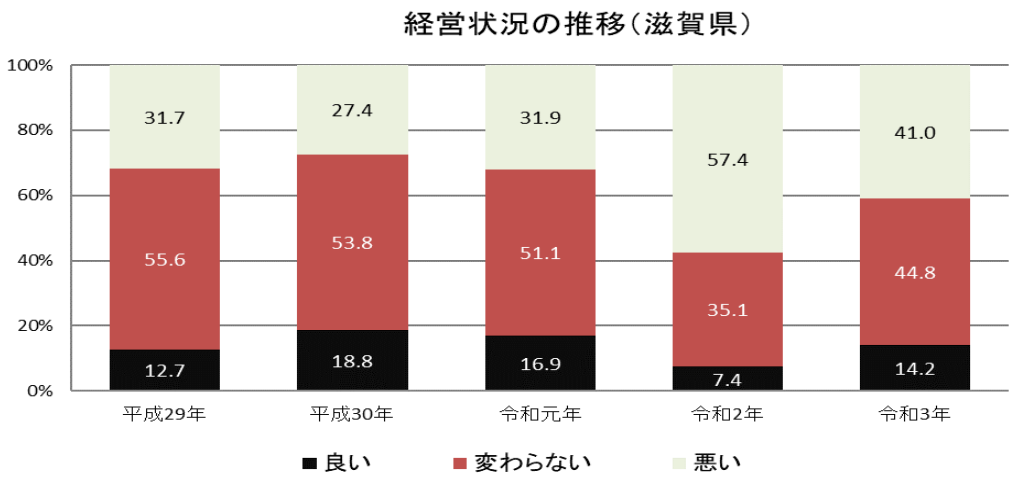

２．主要事業の今後の方針

主要事業の方針について、滋賀県では「強化拡大」(27.7%)、「現状維持」(66.5%)、「縮小」(3.8%)、「廃止・その他」(2.0%) となった。

全国平均では「強化拡大」(28.4%)、「現状維持」(65.2%)、「縮小」(4.9%)、「廃止・その他」(1.4%) となった。

「強化拡大」と回答した事業所の業種別では「食料品」が 57.1%と最も高くなった。一方、「縮小」と回答した事業所は「機械器具」が 30.0%と最も高くなり、「廃止・その他」は「木材・木製品」が 20.0%と最も高くなった。

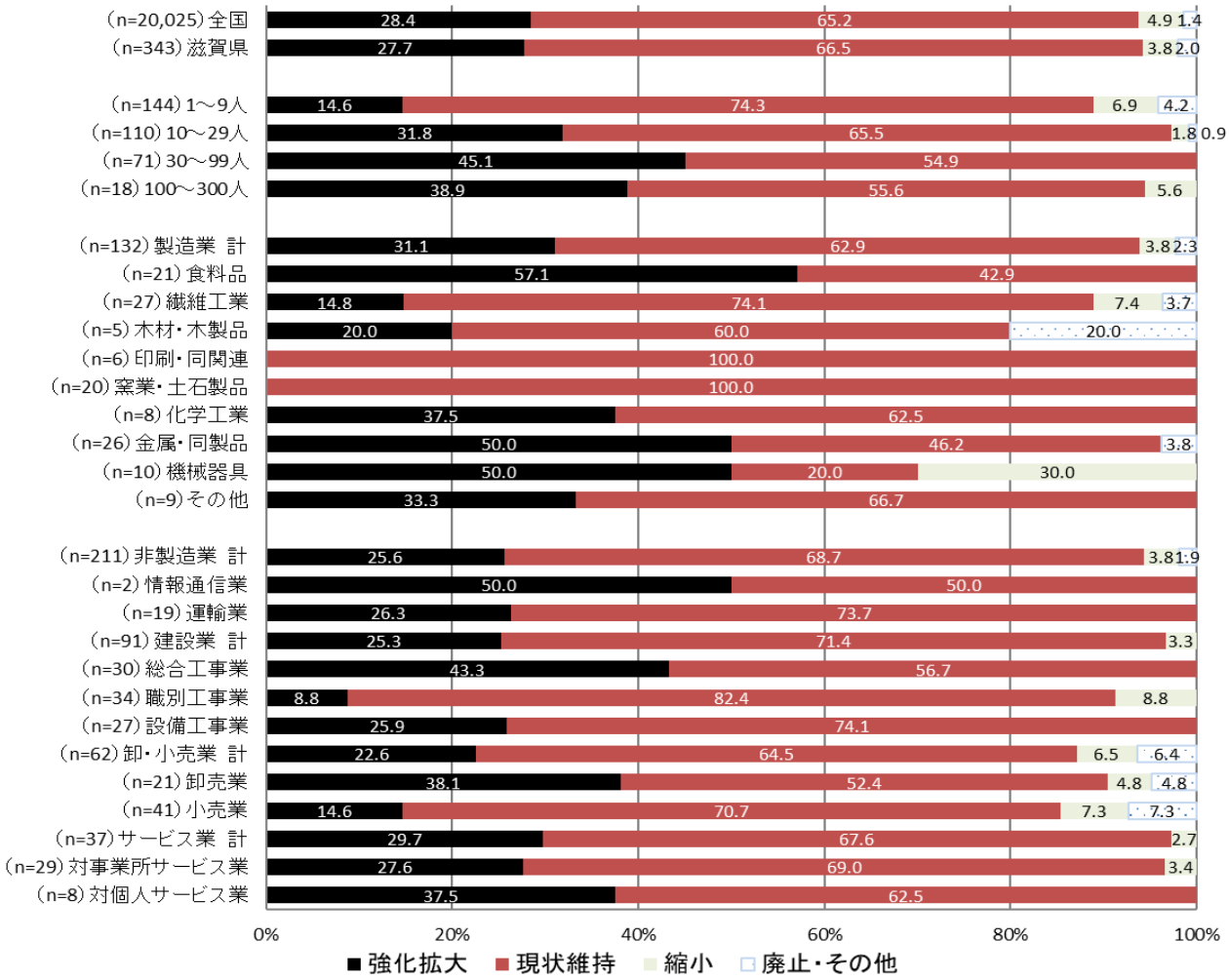

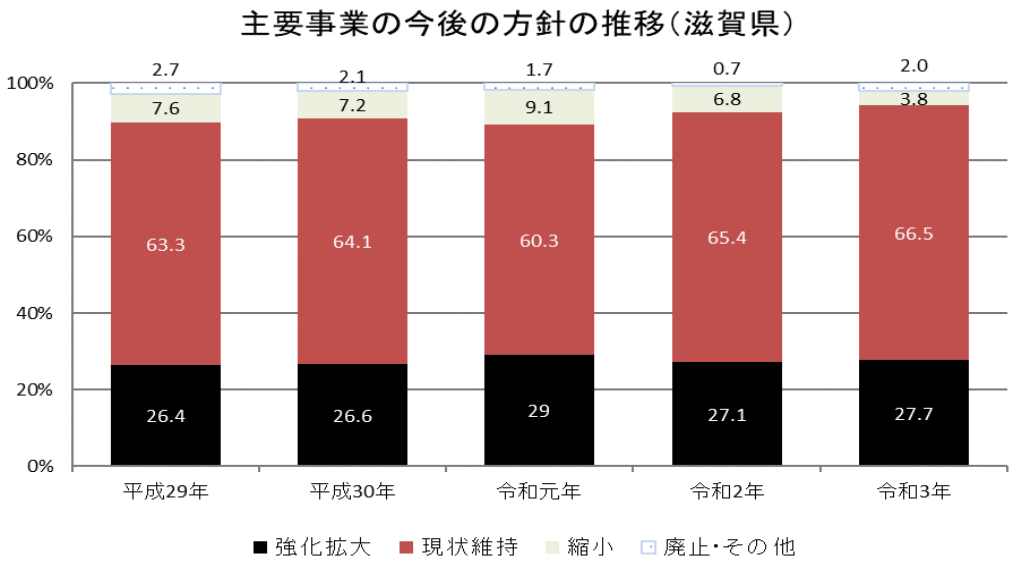

３．経営上の障害

経営上の障害について、滋賀県では「人材不足（質の不足）」（42.7%）と最も高く、次いで、「販売不振・受注の減少」が 40.7%、「原材料・仕入品の高騰」（33.2%）の順となった。

全国平均は「人材不足（質の不足）」（46.5%）と最も高く、次いで、「販売不振・受注の減少」が 40.5%、「原材料・仕入品の高騰」（33.6%）の順となった。

		労働力不足（量の不足）	人材不足（質の不足）	労働力の過剰	人件費の増大	販売不振・受注の減少	製品開発力・販売力の不足	同業他社との競争激化	原材料・仕入品の高騰	製品価格（販売価格）の下落	納期・単価等の取引条件の厳しさ	金融・資金繰り難	環境規制の強化
(n=19,858)全国		29.9	46.5	1.9	16.1	40.5	10.9	22.5	33.6	5.1	11.0	6.8	4.6
(n=337)滋賀県		28.2	42.7	1.8	17.2	40.7	7.7	29.4	33.2	8.0	11.6	5.6	3.6
規模別	(n=139)1～9人	23.7	35.3	1.4	12.2	47.5	4.3	30.9	36.0	8.6	12.9	7.2	2.9
	(n=111)10～29人	27.0	45.0	3.6	20.7	41.4	9.9	26.1	35.1	5.4	10.8	5.4	3.6
	(n=69)30～99人	31.9	53.6		21.7	31.9	8.7	30.4	29.0	13.0	11.6	2.9	5.8
	(n=18)100～300人	55.6	44.4		16.7	16.7	16.7	33.3	16.7		5.6	5.6	
(n=132)製造業　計		18.2	39.4	1.5	14.4	47.7	12.9	19.7	37.9	9.8	15.2	9.1	5.3
(n=21)食料品		4.8	23.8	4.8	38.1	57.1	9.5	19.0	28.6	14.3	9.5	14.3	19.0
(n=28)繊維工業		17.9	39.3	3.6	17.9	53.6	10.7	3.6	39.3	7.1	21.4	17.9	
(n=5)木材・木製品			20.0			40.0		20.0	60.0	20.0	60.0		
(n=6)印刷・同関連			16.7		16.7	83.3	16.7	50.0	16.7	50.0			
(n=19)窯業・土石		47.4	52.6		5.3	36.8		10.5	36.8				15.8
(n=8)化学工業		12.5	50.0		12.5	62.5	25.0	37.5	12.5		12.5	25.0	
(n=27)金属、同製品		14.8	44.4		3.7	40.7	18.5	22.2	48.1	14.8	18.5	3.7	
(n=10)機械器具		20.0	40.0		10.0	20.0	20.0	30.0	50.0		10.0	10.0	
(n=8)その他		25.0	50.0		12.5	50.0	25.0	37.5	37.5		25.0		
(n=205)非製造業　計		34.6	44.9	2.0	19.0	36.1	4.4	35.6	30.2	6.8	9.3	3.4	2.4
(n=2)情報通信業		50.0	100.0			50.0							
(n=19)運輸業		31.6	36.8		42.1	21.1		26.3	36.8	5.3	10.5		5.3
(n=87)建設業　計		42.5	54.0	1.1	9.2	27.6	1.1	40.2	39.1	4.6	12.6		
(n=27)総合工事業		48.1	55.6		18.5	22.2		33.3	33.3	3.7	11.1		
(n=34)職別工事業		26.5	38.2		8.8	47.1		55.9	50.0	5.9	17.6		
(n=26)設備工事業		57.7	73.1	3.8		7.7	3.8	26.9	30.8	3.8	7.7		
(n=62)卸・小売業　計		19.4	29.0	4.8	19.4	51.6	11.3	38.7	25.8	9.7	9.7	8.1	3.2
(n=21)卸売業		23.8	23.8	9.5	14.3	57.1	23.8	23.8	33.3	14.3	9.5	4.8	
(n=41)小売業		17.1	31.7	2.4	22.0	48.8	4.9	46.3	22.0	7.3	9.8	9.8	4.9
(n=35)サービス業　計		42.9	51.4		31.4	37.1	2.9	25.7	14.3	8.6		5.7	5.7
(n=27)対事業所サービス業		44.4	51.9		33.3	33.3	3.7	18.5	14.8	11.1		7.4	7.4
(n=8)対個人サービス業		37.5	50.0		25.0	50.0		50.0	12.5				

※3項目以内複数回答可

４．自社の経営上の強み

自社が経営上の強みとする点について、滋賀県では「技術力・製品開発力」が 27.7%と最も高く、次いで、「製品の品質・精度の高さ」（23.5%）、「組織の機動力・柔軟性」（22.9%）の順となった。

全国平均では「顧客への納品・サービスの速さ」（26.4%）が最も高く、次いで「技術力・製品開発力」（25.5%）、「製品の品質・精度の高さ」並びに「組織の機動力・柔軟性」（24.2%）の順となった。

		製品・サービスの独自性	技術力・製品開発力	生産技術・生産管理能力	営業力・マーケティング力	製品・サービスの企画力・提案力	製品の品質・精度の高さ	顧客への納品・サービスの速さ	企業・製品のブランド力	財務体質の強さ・資金調達力	優秀な仕入先・外注先	商品・サービスの質の高さ	組織の機動力・柔軟性
(n=19,430)全国		23.7	25.5	16.0	10.3	8.1	24.2	26.4	10.9	15.6	14.0	18.6	24.2
(n=328)滋賀県		22.3	27.7	11.0	12.8	6.7	23.5	21.3	13.4	18.0	14.9	18.0	22.9
規模別	(n=130)1～9人	20.0	33.1	6.9	12.3	4.6	16.9	24.6	7.7	10.8	17.7	23.1	19.2
	(n=111)10～29人	19.8	27.0	14.4	12.6	8.1	30.6	16.2	16.2	22.5	12.6	17.1	22.5
	(n=70)30～99人	30.0	20.0	11.4	15.7	10.0	24.3	21.4	18.6	24.3	12.9	12.9	27.1
	(n=17)100～300人	23.5	23.5	17.6	5.9		23.5	29.4	17.6	17.6	17.6	5.9	35.3
(n=128)製造業　計		26.6	29.7	21.9	10.9	7.0	43.8	18.8	16.4	15.6	7.0	12.5	17.2
(n=21)食料品		23.8	33.3	9.5	9.5	9.5	42.9	14.3	38.1	28.6	4.8	23.8	14.3
(n=25)繊維工業		28.0	40.0	28.0	12.0	8.0	40.0	20.0	16.0	8.0	4.0	16.0	16.0
(n=5)木材・木製品			60.0				80.0	20.0					
(n=6)印刷・同関連		16.7	16.7		33.3	33.3	16.7	33.3		16.7	33.3		33.3
(n=19)窯業・土石		21.1	15.8	31.6	15.8		47.4	21.1	15.8	21.1		21.1	10.5
(n=8)化学工業		62.5		12.5			62.5	12.5	25.0	12.5	12.5	12.5	
(n=25)金属、同製品		24.0	20.0	24.0	8.0	4.0	44.0	24.0	4.0	20.0	8.0	8.0	24.0
(n=10)機械器具		40.0	50.0	20.0	10.0		20.0	10.0	10.0	10.0	20.0		40.0
(n=9)その他		22.2	44.4	44.4	11.1	22.2	55.6	11.1	22.2				
(n=200)非製造業　計		19.5	26.5	4.0	14.0	6.5	10.5	23.0	11.5	19.5	20.0	21.5	26.5
(n=2)情報通信業		50.0	50.0		50.0								50.0
(n=18)運輸業		27.8				5.6	11.1	38.9	5.6	11.1	16.7	16.7	66.7
(n=86)建設業　計		9.3	50.0	5.8	15.1	3.5	9.3	14.0	8.1	24.4	20.9	14.0	31.4
(n=30)総合工事業		10.0	53.3	6.7	10.0		10.0	16.7	6.7	36.7	13.3	6.7	40.0
(n=31)職別工事業		9.7	54.8	6.5	16.1	6.5	12.9	12.9	12.9	9.7	32.3	19.4	22.6
(n=25)設備工事業		8.0	40.0	4.0	20.0	4.0	4.0	12.0	4.0	28.0	16.0	16.0	32.0
(n=58)卸・小売業　計		29.3	10.3	5.2	15.5	10.3	15.5	34.5	19.0	12.1	20.7	29.3	6.9
(n=19)卸売業		26.3	10.5	10.5	21.1	21.1	15.8	36.8	31.6	15.8	10.5	15.8	15.8
(n=39)小売業		30.8	10.3	2.6	12.8	5.1	15.4	33.3	12.8	10.3	25.6	35.9	2.6
(n=36)サービス業　計		22.2	8.3		13.9	8.3	5.6	19.4	11.1	25.0	19.4	30.6	25.0
(n=28)対事業所サービス業		25.0	7.1		14.3	7.1	7.1	25.0	10.7	17.9	25.0	32.1	25.0
(n=8)対個人サービス業		12.5	12.5		12.5	12.5			12.5	50.0		25.0	25.0

※3項目以内複数回答可

従業員の労働時間・有給休暇について

１.所定労働時間

週所定労働時間について、滋賀県では「38 時間以下」(19.0%)、「38 時間超～40 時間未満」(24.8%)、「40 時間」(47.8%)、「40 時間超～44 時間以下」(8.5%) となった。

全国平均では「38 時間以下」(15.6%)、「38 時間超～40 時間未満」(27.1%)、「40 時間」(48.8%)、「40 時間超～44 時間以下」(8.4%) となった。

区分		１週間の所定労働時間別事業所割合（%）			
		38時間以下	38時間超～40時間未満	40時間	40時間超～44時間以下
(n=19,863)全国		15.6	27.1	48.8	8.4
(n=343)滋賀県		19.0	24.8	47.8	8.5
規模別	(n=141) 1～ 9人	20.6	24.1	39.7	15.6
	(n=113)10～29人	15.9	28.3	49.6	6.2
	(n=71)30～99人	21.1	19.7	59.2	
	(n=18)100～300人	16.7	27.8	55.6	
(n=135)製造業　計		22.2	30.4	43.7	3.7
(n=21)食料品		33.3	9.5	57.1	
(n=28)繊維工業		14.3	50.0	28.6	7.1
(n=6)木材・木製品		33.3	33.3	16.7	16.7
(n=6)印刷・同関連		33.3	16.7	50.0	
(n=20)窯業・土石		10.0	50.0	35.0	5.0
(n=8)化学工業		12.5	12.5	75.0	
(n=27)金属・同製品		18.5	33.3	48.1	
(n=10)機械器具		20.0	10.0	70.0	
(n=9)その他		55.6	11.1	22.2	11.1
(n=208)非製造業　計		16.8	21.2	50.5	11.5
(n=2)情報通信業				100.0	
(n=20)運輸業		20.0	20.0	55.0	5.0
(n=91)建設業　計		14.3	23.1	51.6	11.0
(n=30)総合工事業		20.0	30.0	50.0	
(n=34)職別工事業		14.7	26.5	35.3	23.5
(n=27)設備工事業		7.4	11.1	74.1	7.4
(n=59)卸・小売業　計		23.7	20.3	39.0	16.9
(n=21)卸売業		23.8	23.8	47.6	4.8
(n=38)小売業		23.7	18.4	34.2	23.7
(n=36)サービス業　計		11.1	19.4	61.1	8.3
(n=29)対事業所サービス業		10.3	20.7	62.1	6.9
(n=7)対個人サービス業		14.3	14.3	57.1	14.3

所定労働時間の推移（滋賀県）

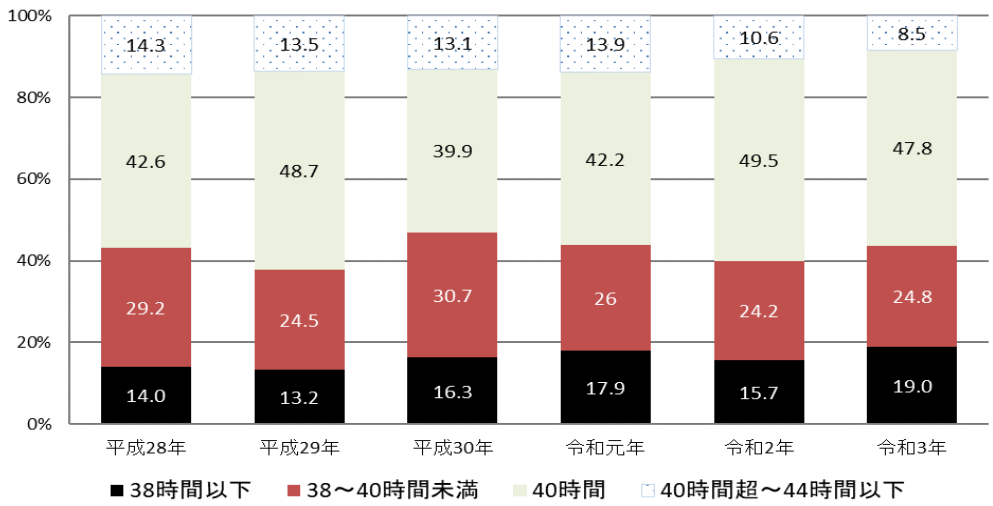

２．月平均残業時間

月平均残業時間について、滋賀県では「0 時間」(32.3%) が最も高く、次いで「10 時間未満」(26.6%)、「10～20 時間未満」（19.5%）、「20～30 時間未満」（13.5%）の順となった。（平均 9.93 時間）

全国平均は「10 時間未満」（30.0%）が最も高く、次いで「0 時間」（28.5%）、「10～20 時間未満」（21.5%）の順となった。（平均 9.95 時間）

業種別では「運輸業」（平均 27.9 時間）が最も長く、次いで「設備工事業」（平均 14.5 時間）、「製造業その他」（平均 13.6 時間）の順となった。一方、「木材・木製品」（平均 0.2 時間）が最も短く、次いで「職別工事業」（平均 4.5 時間）、「卸売業」（平均 5.0 時間）の順となった。

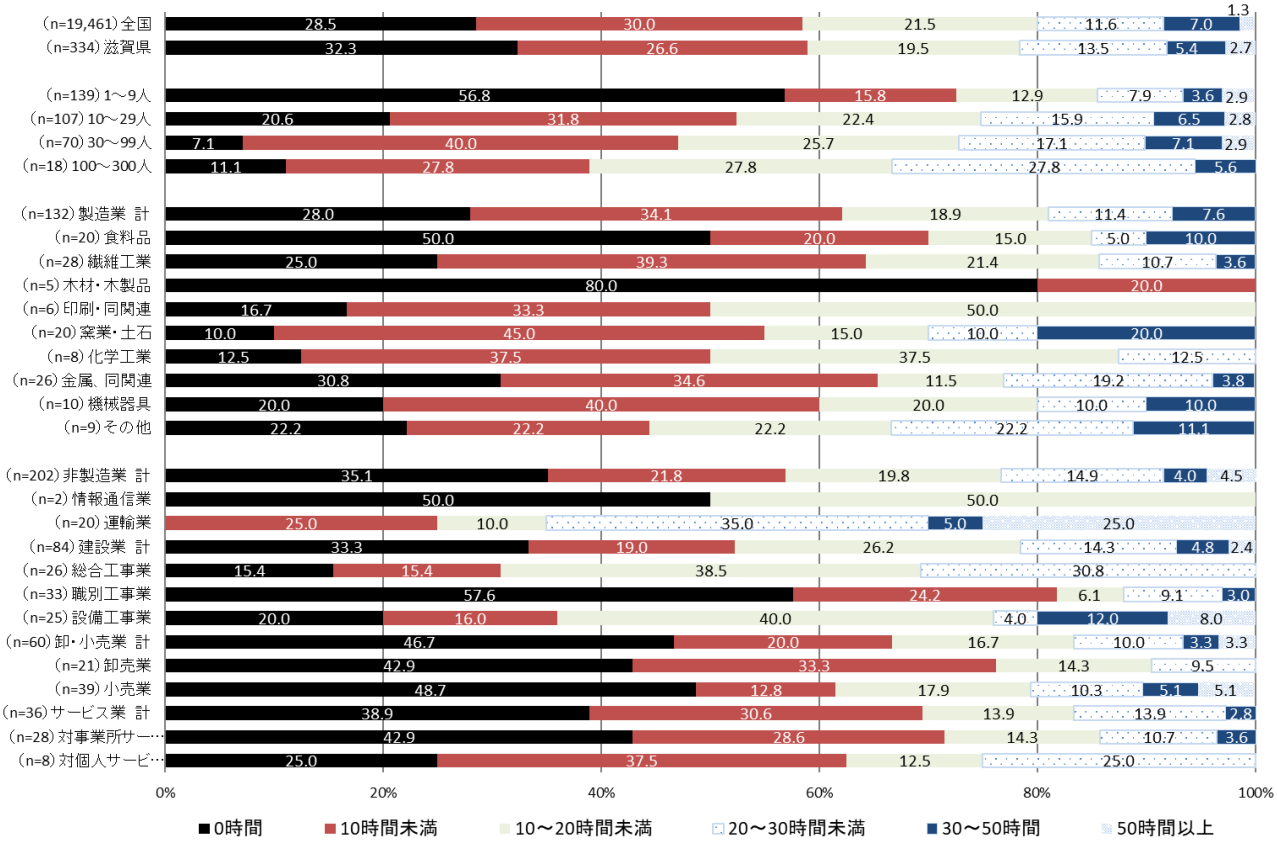

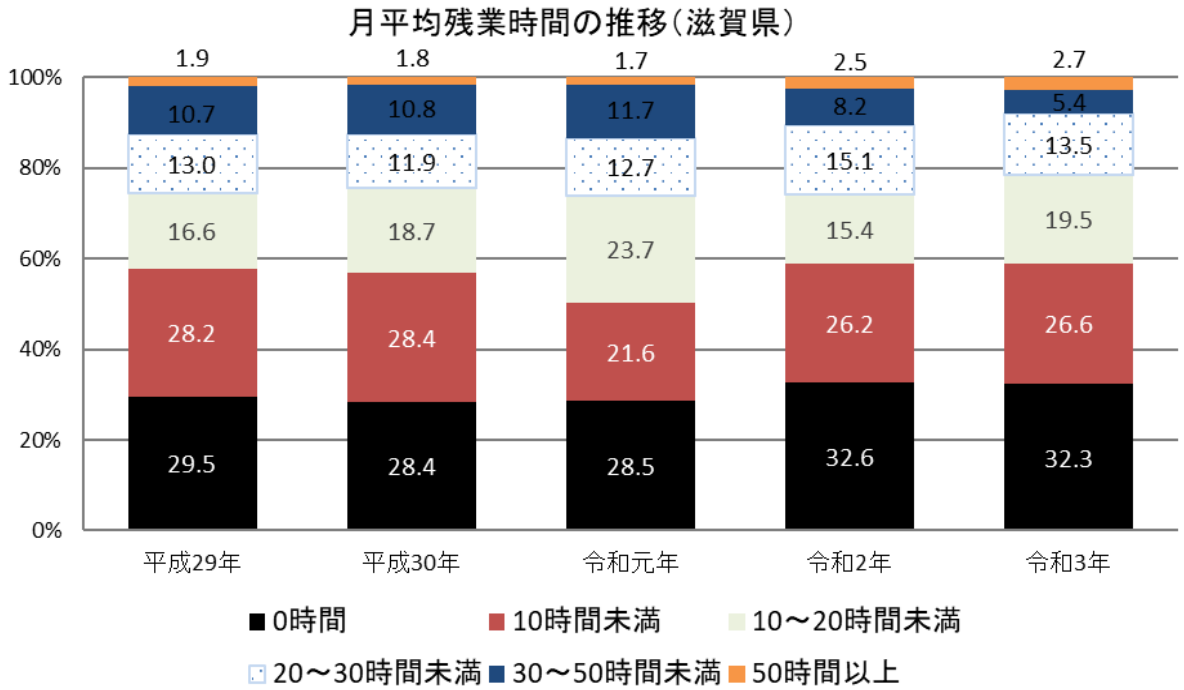

３．年次有給休暇付与日数

従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数について、滋賀県では「15～20 日未満」が 49.5%と最も高く、次いで、「10～15 日未満」が（21.2%）、「20 日～25 日未満」（20.5%）の順となった。（平均 16.44 日）

全国平均では「15～20 日未満」が 50.4%と最も高く、次いで「10～15 日未満」（20.1%）、「20～25 日未満」（17.3%）の順となった。（平均 15.56 日）

業種別では「機械器具」が平均 20.11 日と最も多く、次いで、「窯業・土石」（平均 18.80 日）、「情報通信業」（平均 18.50 日）の順となった。一方、「木材・木製品」が平均 10.67 日と最も少なく、次いで、「職別工事業」（平均 13.05 日）の順となった。

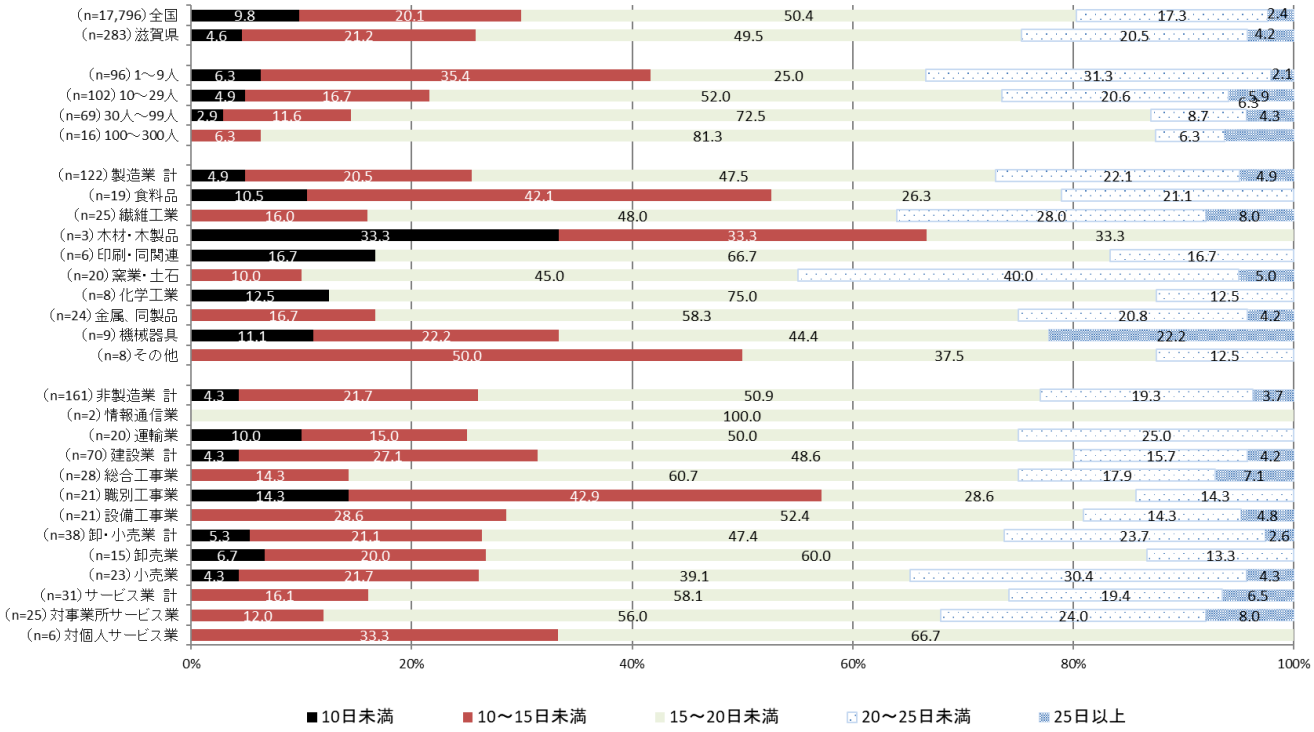

４．年次有給休暇取得日数

従業員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、滋賀県では「5 日～10 日未満」が 49.8%と最も高く、次いで「10 日～15 日未満」(31.4%)、「15 日～20 日未満」(8.5%) の順となった。(平均 8.71 日)

全国平均では「5 日～10 日未満」が 52.8%と最も高く、次いで「10～15 日未満」(30.7%)、「5 日未満」(8.6%) の順となった。(平均 8.40 日)

業種別では「化学工業」が平均 12.00 日と最も多く、次いで、「情報通信業」(平均 10.50 日)、「金属・同製品」(平均 10.38 日) の順となった。一方、「対個人サービス業」が平均 5.83 日と最も少なく、次いで、「卸売業」(平均 5.87 日)「印刷・同関連」(平均 7.33 日)、の順となった。

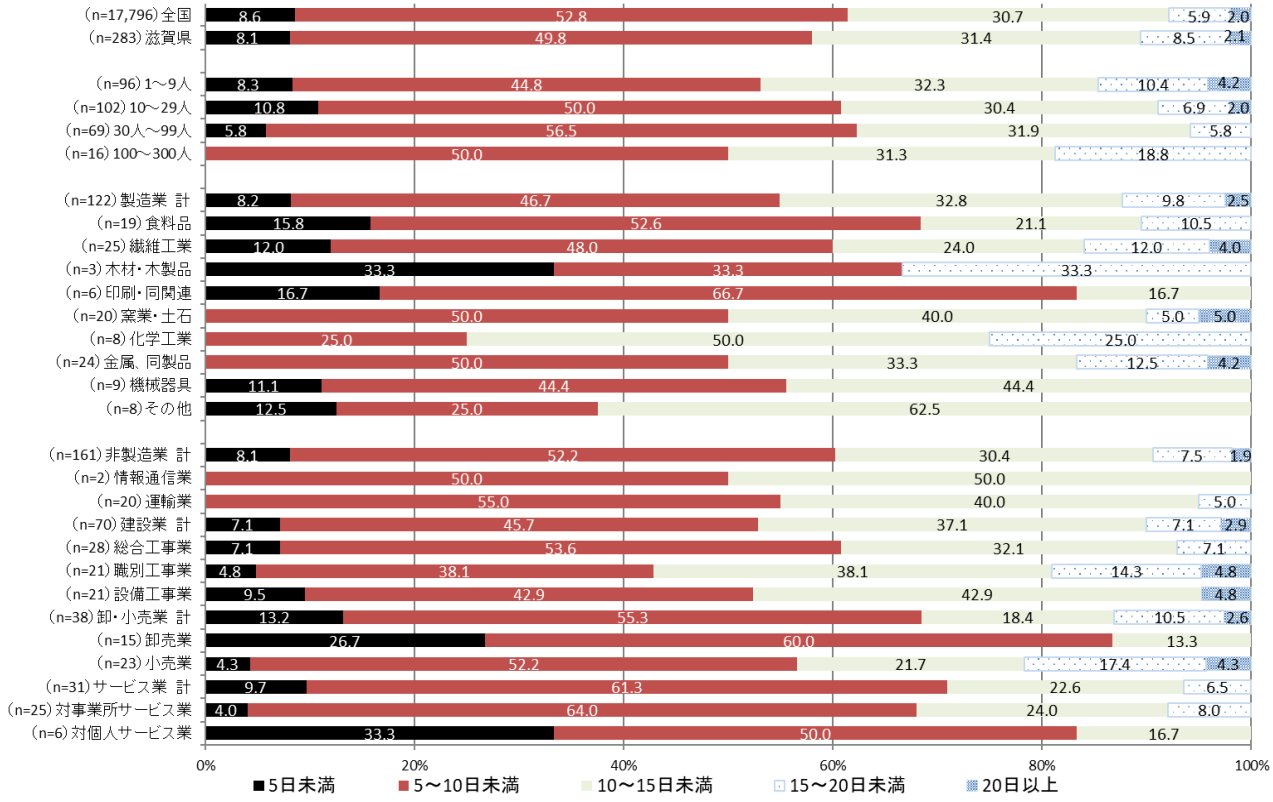

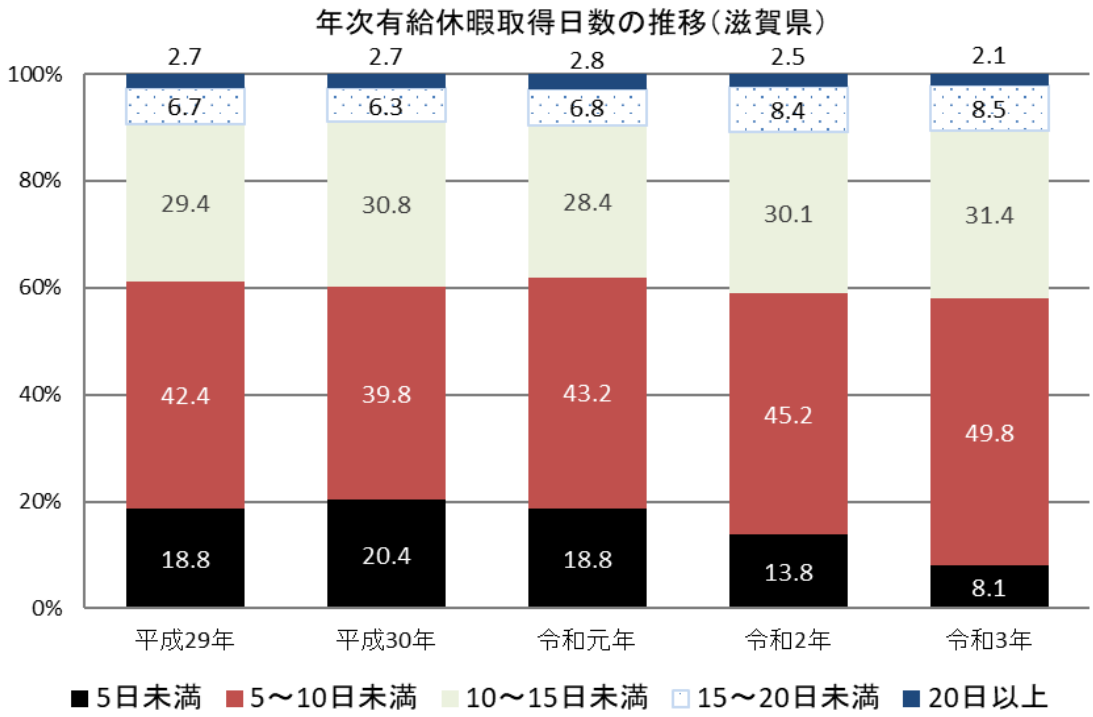

５．年次有給休暇取得率

従業員一人当たりの年次有給休暇の平均取得率について、滋賀県では「50～70%未満」が 33.6%と最も高く、次いで「70～100%」(27.6%)、「30～50%未満」(25.4%）の順となった。(平均 56.12%)

全国平均では「50～70%未満」が 32.8%と最も高く、次いで「70～100%」(29.6%)、「30～50%未満」(25.5%）の順となった。(平均 57.65%)

業種別では建設業の「職別工事業」が平均 76.70%と最も高く、次いで、「木材・木製品」(平均 75.56%）の順となった。一方、「対個人サービス業」が平均 40.95%と最も低く、次いで「卸売業」(平均 42.68%)、「対事業所サービス業」(平均 47.04%）の順となった。

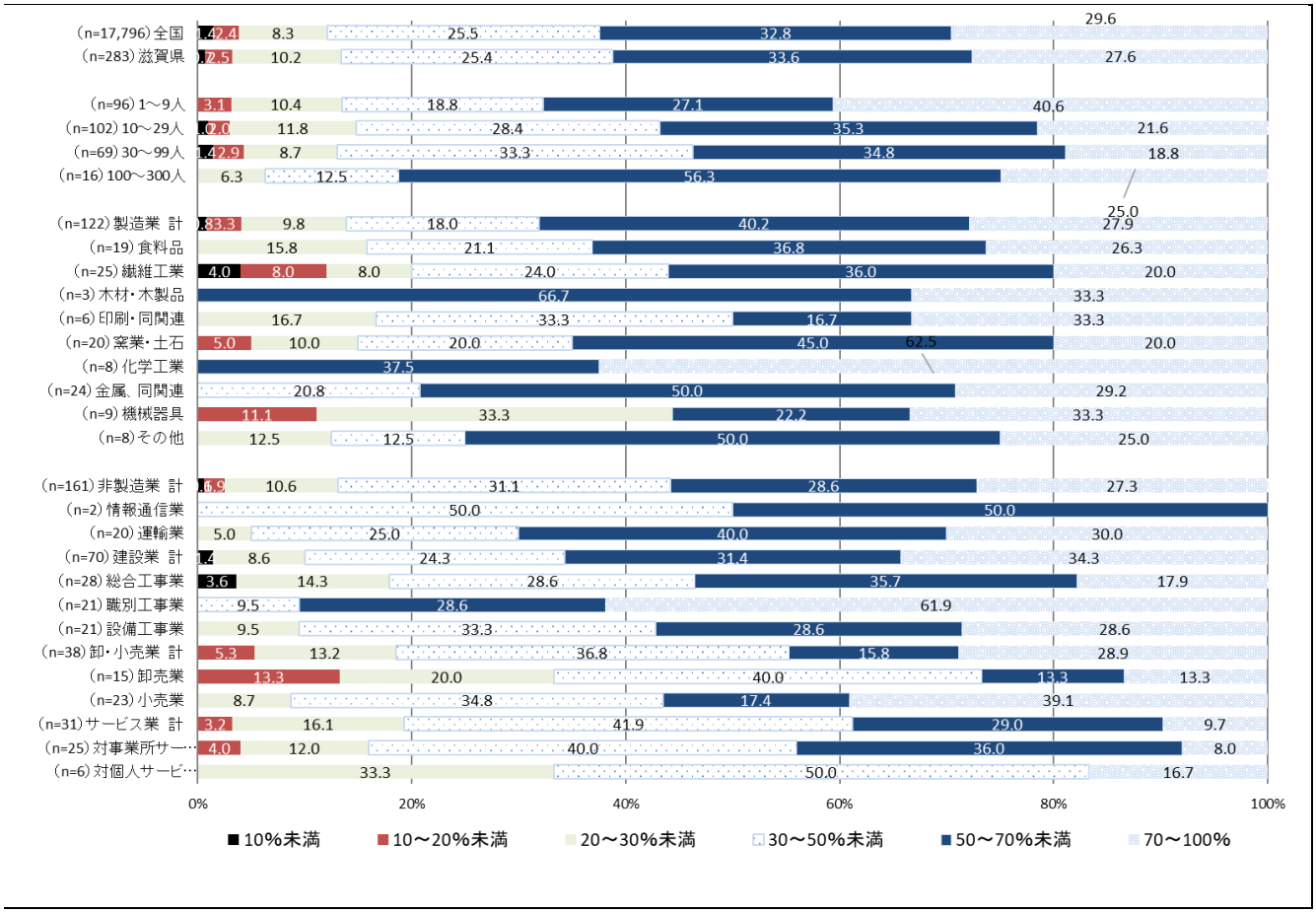

新規学卒者の採用について

１．新規学卒者の初任給額（単純平均）と充足率

新規学卒者を採用した事業所において令和３年６月に支給された所定内給与(通勤手当を除く） の調査を行い、結果を単純平均で算出した。

高校卒の初任給は技術系職が 176,622 円（昨年 177,044 円)、事務系職が 165,857 円（昨年 162,667 円）となった。

専門学校卒の初任給は技術系職が 221,000 円（昨年 217,000 円)、事務系職が 173,780 円となった。

短大及び高専卒の初任給は技術系職が 190,000 円（昨年 185,000 円）となった。

大学卒の初任給は技術系職が 211,521 円（昨年 217,511 円)、事務系職が 199,150 円（昨年 194,950 円）となった。

区分		高校卒		専門学校卒		短大･高専卒		大学卒	
		技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
全国		169,790	163,053	182,637	177,586	182,395	178,456	202,105	199,106
滋賀県		176,622	165,857	221,000	173,780	190,000	－	211,521	199,150
規模別	1～　9人	－	－	－	－	－	－	－	－
	10～ 29人	186,059	155,500	253,000	147,560	－	－	213,000	－
	30～ 99人	175,488	170,000	189,000	－	－	－	213,183	195,929
	100～300人	171,286	－	－	200,000	190,000	－	203,333	206,667
製造業　計		172,274	164,000	－	147,560	190,000	－	205,196	198,083
食料品		177,100	－	－	－	－	－	－	－
繊維工業		160,000	－	－	147,560	－	－	－	－
木材･木製品		－	－	－	－	－	－	－	－
印刷･同関連		173,000	－	－	－	－	－	－	－
窯業･土石		164,750	－	－	－	－	－	202,000	202,000
化学工業		162,125	160,000	－	－	－	－	232,875	199,000
金属･同製品		186,339	－	－	－	190,000	－	190,000	196,667
機械器具		170,500	－	－	－	－	－	200,000	－
その他の製造業		－	168,000	－	－	－	－	210,750	197,500
非製造業　計		182,308	166,600	221,000	200,000	－	－	215,545	200,750
情報通信業		－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業		186,000	150,000	－	－	－	－	－	235,000
建設業　計		186,000	180,000	221,000	200,000	－	－	223,125	167,000
総合工事業		183,333	180,000	221,000	200,000	－	－	222,143	167,000
職別工事業		－	－	－		－	－	－	－
設備工事業		190,000	－	－	－	－	－	230,000	－
卸･小売業　計		170,000	165,500	－	－	－	－	193,000	201,000
卸売業		180,000	－	－	－	－	－	200,000	201,000
小売業		160,000	165,500	－	－	－	－	186,000	－
サービス業　計		182,800	172,000	－	－	－	－	200,000	200,000
対事業所サービス業		195,000	－	－	－	－	－	200,000	200,000
対個人サービス業		174,667	172,000	－	－	－	－	－	－
採用事業所数		30	7	2	2	1	－	18	10
採用計画人数(人)		60	13	3	4	1	－	52	15
採用実績人数(人)		52	11	2	4	1	－	42	14
充足率(%)		87	85	67	100	100	－	81	93

２．令和４年３月新規学卒者の採用計画

令和４年３月新規学卒者の採用計画について、滋賀県では「ある」（22.0%）、「ない」（58.4%）となった。

全国平均は「ある」（25.5%）、「ない」（54.2%）となった。

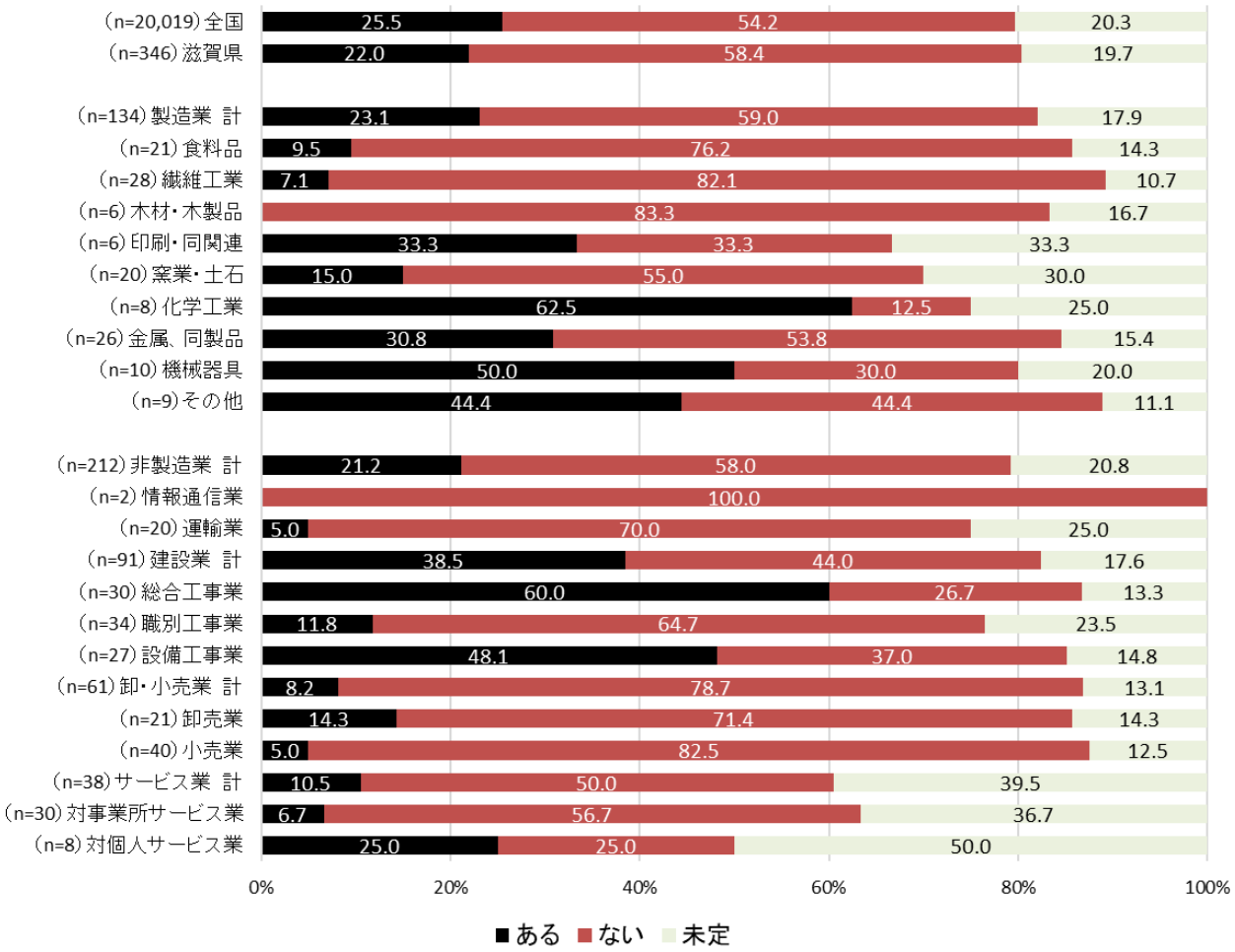

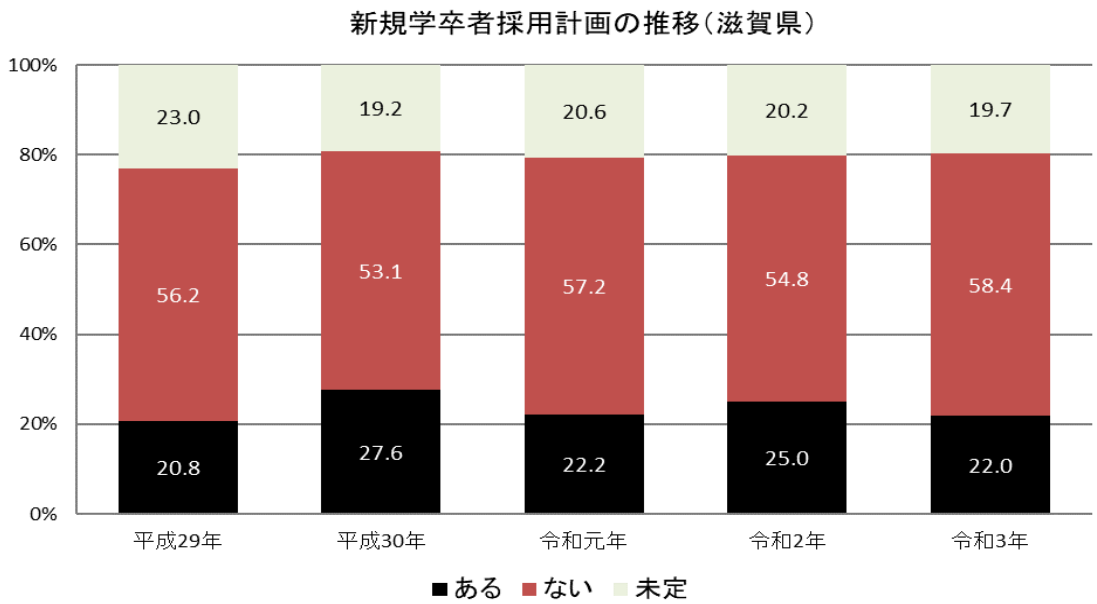

雇用保険料の事業主負担について

１．雇用保険料率の引上げ

雇用保険料率引き上げの事業主負担増については、「反対」が 50.4%と最も多く、次いで「やむを得ない」（31.7%）、「分からない、不明」（16.4%）の順となった。一方、「賛成」は 1.2%であった。

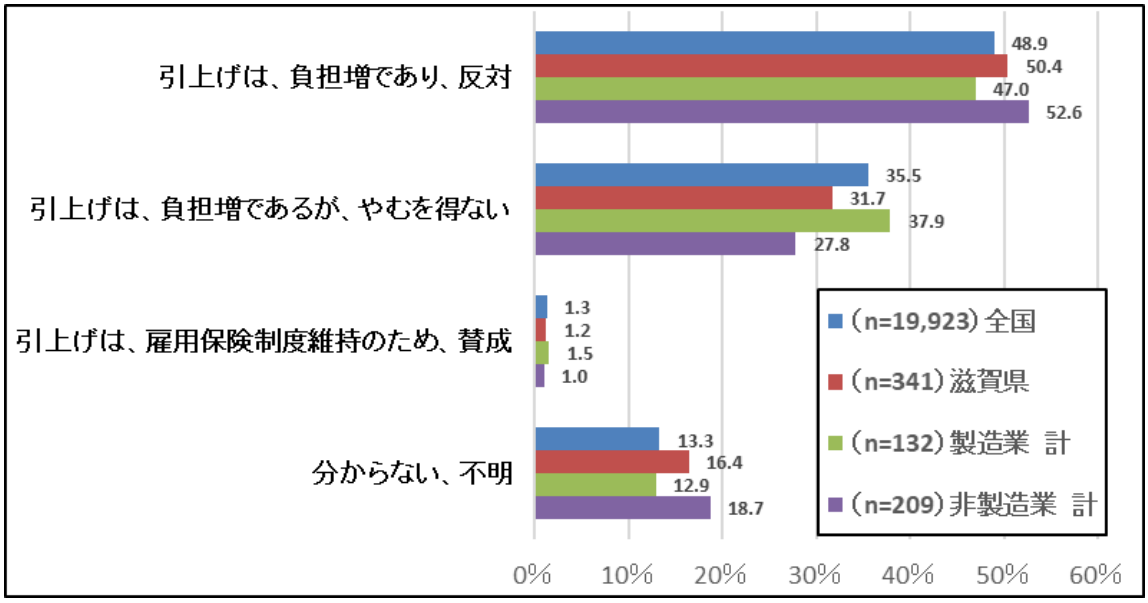

２．雇用への影響

雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響については、「従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない」65.7%が最も高く、次いで、「従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態へ転換」（14.6%）、「賃金等の削減を検討する」（10.6%）の順となった。

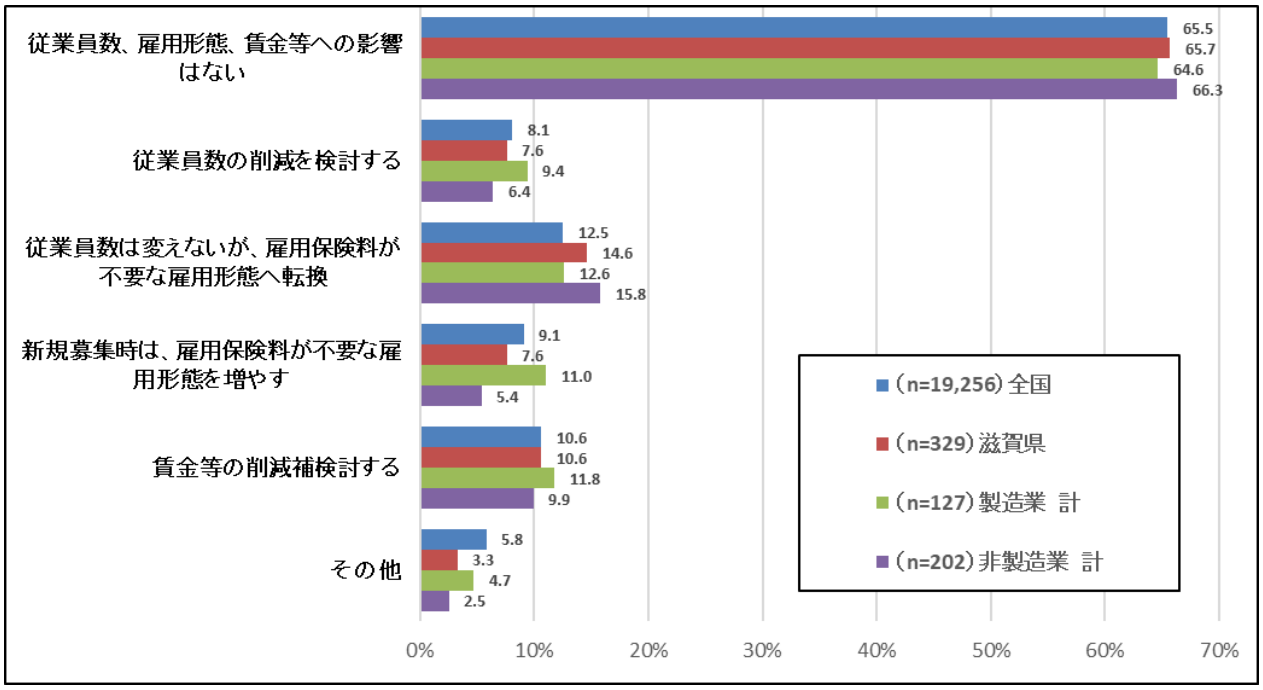

賃金改定について

１．賃金改定実施状況

賃金改定について、滋賀県では有効回答のあった 344 事業所のうち「引き上げた」（40.1%）となった。一方で、「引き下げた」（0.6%）であった。

全国平均では「引き上げた」（42.5%）、「引き下げた」（0.9%）となった。

（%）

区分		引き上げた	引き下げた	今年は実施しない（凍結）	7月以降引き上げる予定	7月以降引き下げる予定	未　定
(n=20,017)全国		42.5	0.9	22.1	8.9	0.6	25.0
(n=344)滋賀県		40.1	0.6	22.1	9.9	1.2	26.2
規模別	(n=141)1～9人	24.1		32.6	7.8	1.4	34.0
	(n=114)10～29人	43.9	1.8	20.2	9.6	0.9	23.7
	(n=71)30～99人	63.4		7.0	14.1	1.4	14.1
	(n=18)100～300人	50.0		11.1	11.1		27.8
(n=133)製造業　計		48.1	0.8	18.0	9.8	1.5	21.8
(n=21)食料品		38.1		28.6	14.3		19.0
(n=28)繊維工業		32.1		25.0	14.3	3.6	25.0
(n=6)木材・木製品		16.7		66.7		16.7	
(n=6)印刷・同関連		33.3			16.7		50.0
(n=19)窯業・土石		57.9		5.3	10.5		26.3
(n=8)化学工業		62.5		12.5	12.5		12.5
(n=26)金属・同製品		57.7		11.5	3.8		26.9
(n=10)機械器具		80.0	10.0				10.0
(n=9)その他の製造業		55.6		22.2	11.1		11.1
(n=211)非製造業　計		35.1	0.5	24.6	10.0	0.9	28.9
(n=2)情報通信業		50.0			50.0		
(n=20)運輸業		25.0		35.0	5.0		35.0
(n=91)建設業　計		38.5		23.1	11.0	1.1	26.4
(n=30)総合工事業		46.7		20.0	13.3		20.0
(n=34)職別工事業		26.5		29.4	5.9	2.9	35.3
(n=27設備工事業		44.4		18.5	14.8		22.2
(n=60)卸・小売業　計		23.3	1.7	28.3	11.7	1.7	33.3
(n=21)卸売業		23.8		14.3	9.5	4.8	47.6
(n=39)小売業		23.1	2.6	35.9	12.8		25.6
(n=38)サービス業　計		50.0		18.4	5.3		26.3
(n=30)対事業所サービス業		46.7		16.7	6.7		30.0
(n=8)対個人サービス業		62.5		25.0			12.5

賃金改定実施状況の推移（滋賀県）

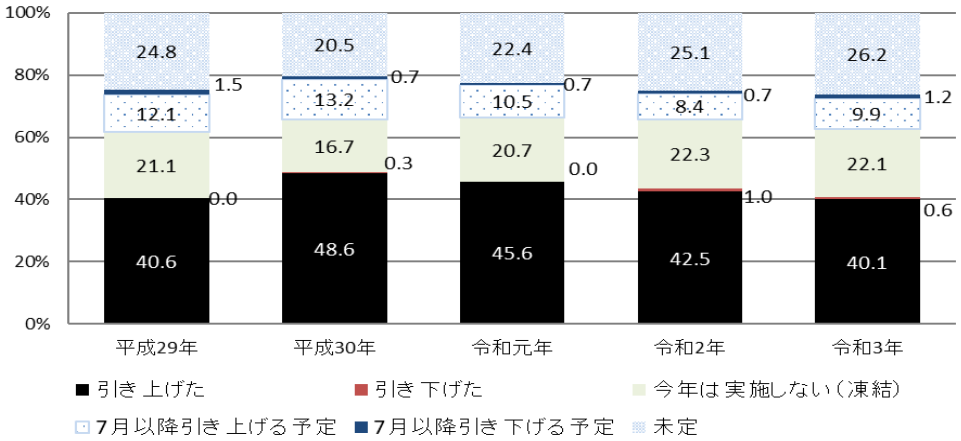

２．平均改定額と平均改定率

令和３年１月１日から７月１日までの間に賃金改定を実施した事業所において回答された常用労働者の改定後平均賃金は 285,829 円となり（全国 255,960 円）、平均改定額は単純平均での算出で 6,432 円（全国平均 5,249 円）、改定率は 2.30％（全国平均 2.09％）となった。

業種別で最も平均改定額が高かったのは、「食料品」16,993 円（改定率 5.58％）となり、次いで「設備工事業」11,215 円（改定率 4.30％）、「職別工事業」9,786 円（改定率 2.84％）の順となった。

一方、最も平均改定額が低かったのは、「木材・木製品」1,000 円（改定率 0.48％）となった。次いで、「化学工業」2,204 円（改定率 0.90％）、「その他製造業」2,230 円（改定率 0.94％）の順となった。

区分		令和3年度（減給含む）				
		事業所数	改定前の平均賃金額（円）	改定後の平均賃金額（円）	平均改定額（円）	改定率（%）
全国		9,611	250,711	255,960	5,249	2.09
滋賀県		153	279,397	285,829	6,432	2.30
規模別	1～9人	49	276,879	285,918	9,039	3.26
	10～29人	56	278,790	283,781	4,991	1.79
	30～99人	38	285,477	291,452	5,975	2.09
	100～300人	10	272,026	275,493	3,467	1.27
製造業　計		67	264,783	270,575	5,792	2.19
食料品		10	304,722	321,715	16,993	5.58
繊維工業		9	202,273	207,246	4,973	2.46
木材・木製品		2	206,462	207,462	1,000	0.48
印刷・同関連		2	247,869	250,595	2,726	1.10
窯業・土石		10	307,207	310,110	2,903	0.94
化学工業		6	245,580	247,784	2,204	0.90
金属・同製品		15	274,209	279,512	5,303	1.93
機械器具		8	265,125	269,242	4,117	1.55
その他の製造業		5	236,897	239,127	2,230	0.94
非製造業　計		86	290,782	297,713	6,931	2.38
情報通信業		1	293,625	297,588	3,963	1.35
運輸業		9	270,458	273,118	2,660	0.98
建設業　計		42	311,816	321,372	9,556	3.06
総合工事業		16	321,747	329,857	8,110	2.52
職別工事業		14	344,253	354,039	9,786	2.84
設備工事業		12	260,732	271,947	11,215	4.30
卸・小売業　計		16	249,705	255,115	5,410	2.17
卸売業		4	274,125	283,761	9,636	3.52
小売業		12	241,564	245,567	4,003	1.66
サービス業　計		18	288,219	292,678	4,459	1.55
対事業所サービス業		13	298,234	303,438	5,204	1.74
対個人サービス業		5	262,178	264,703	2,525	0.96

３．賃金改定の内容

賃金改定の内容について、滋賀県では「定期昇給」が 61.1%と最も高く、次いで、「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」（23.5%）、「ベースアップ」（13.4%）の順となった。

全国平均では「定期昇給」が 60.3%と最も高く、次いで、「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」（30.8%）、「ベースアップ」（13.8%）の順となった。

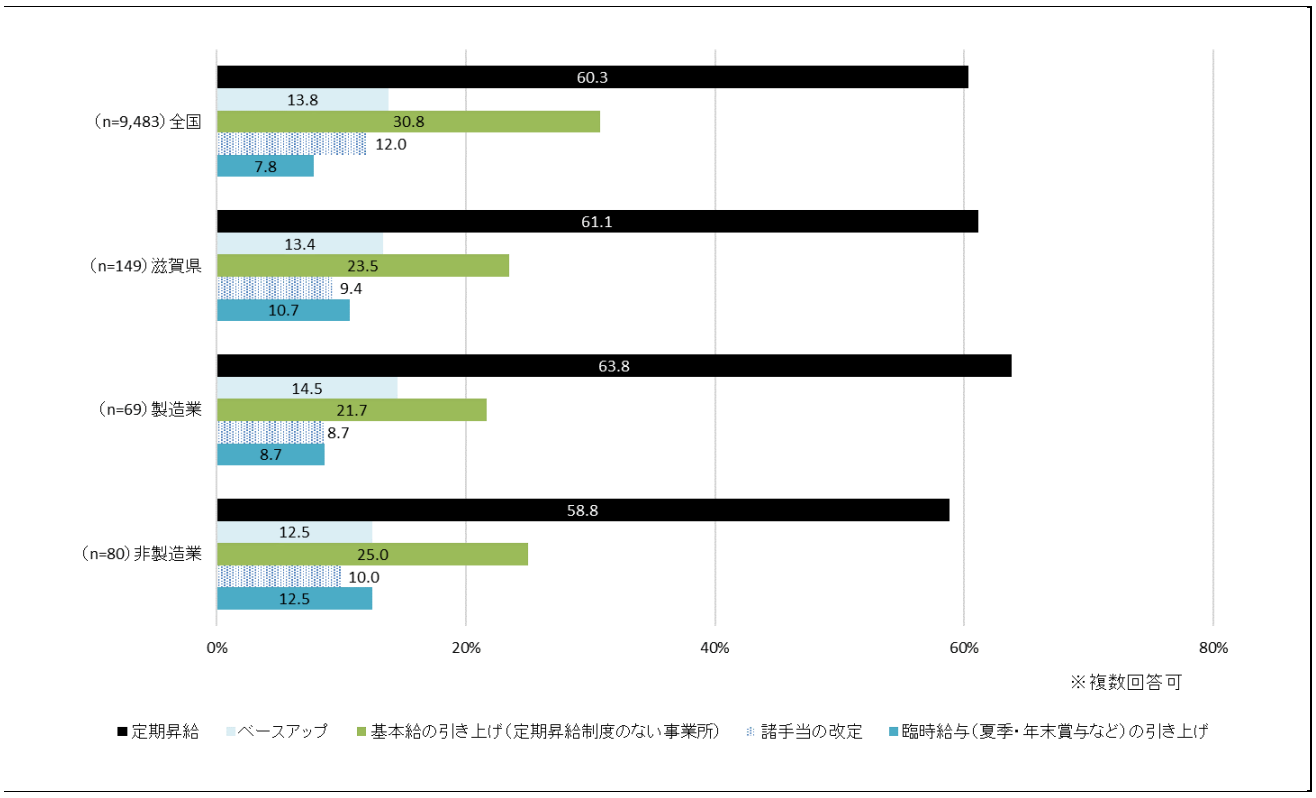

４．賃金改定の決定要素

賃金改定の決定要素について、滋賀県では「企業の業績」が 55.8%と最も高く、次いで、「労働力の確保・定着」（46.8%）、「労使関係の安定」並びに「前年度の改定実績」（21.8%）の順となった。

全国平均では「労働力の確保・定着」が 58.4%と最も高く、次いで、「企業の業績」（57.8%）、「労使関係の安定」（24.1%）の順となった。

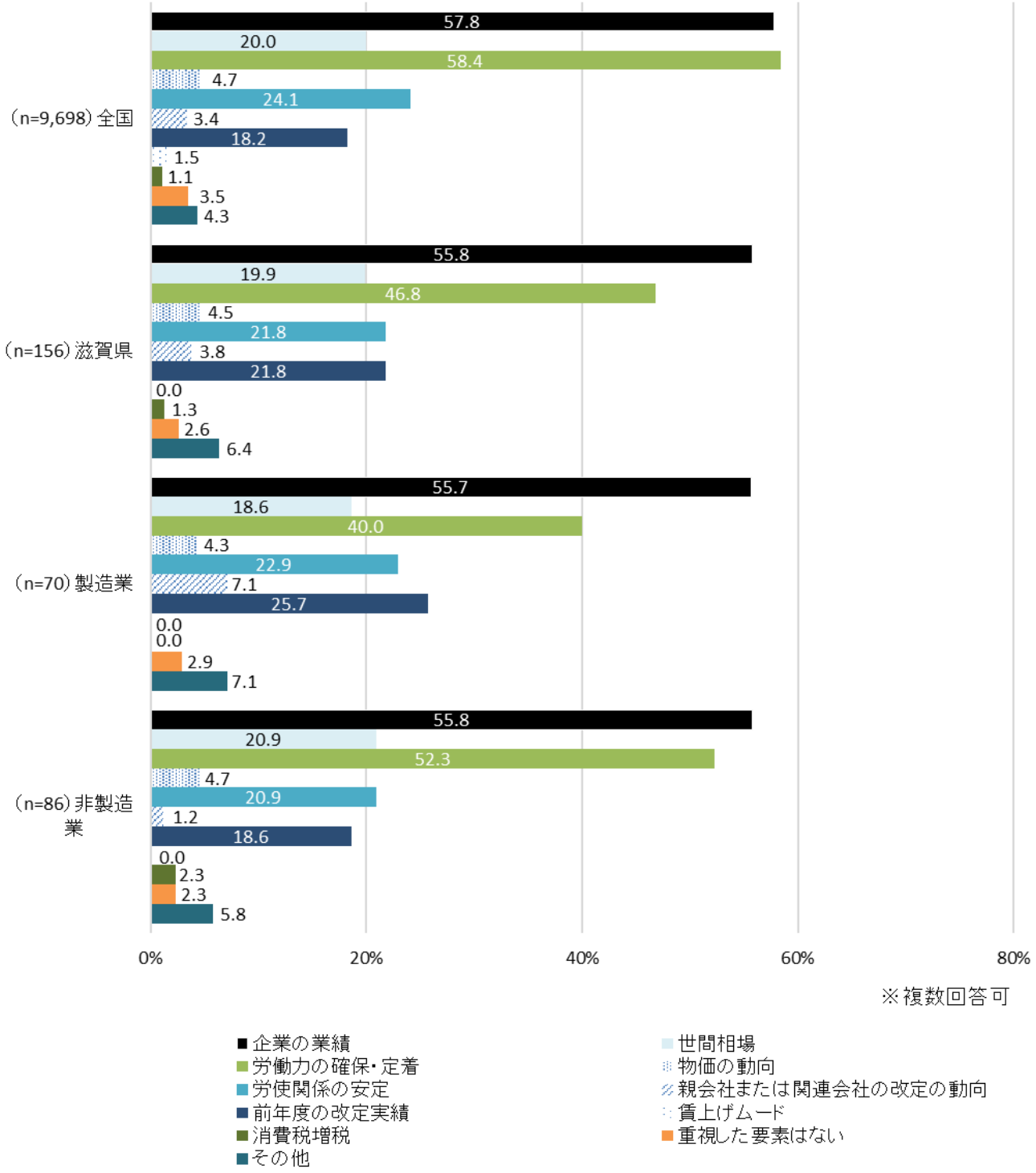

（都道府県コード）　（事業所コード）　（地域コード）

2	5						

（左欄は記入しないでください。）

令和３年６月　秘

令和３年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

令和３年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和３年７月１日　　調査締切：令和３年７月２０日

記入についてのお願い

◇秘密の厳守　調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。

◇ご記入方法　質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。（**７月１日現在**でご記入ください。）

◇お問合せ先　調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願いいたします。調査票は**７月２０日まで**にご返送ください。

滋賀県中小企業団体中央会　指導課
〒520-0806　滋賀県大津市打出浜２番１号
コラボしが２１　５Ｆ
電話 077-511-1430　FAX 077-525-5537

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所在地	（〒　－　）	電話番号	－　－
		FAX 番号	－　－

業種

（最も売上高の多い事業の業種の番号を右の１．～19．の中から１つだけ下の太枠内にご記入ください）

１．食料品、飲料・たばこ・飼料製造業
２．繊維工業
３．木材・木製品、家具・装備品製造業
４．印刷・同関連業
５．窯業・土石製品製造業
６．化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業
７．鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業
８．生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業
９．パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業
10．情報通信業
（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）
11．運輸業
12．総合工事業
13．職別工事業（設備工事業を除く）
14．設備工事業
15．卸売業
16．小売業
17．対事業所サービス業
（物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等）
18．対個人サービス業
19．その他
（具体的に：　　）

設問１）現在の従業員数についてお答えください。

①　令和３年７月１日現在の形態別の従業員数（役員を除く）を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した＝増」「変わらない＝不変」「減少した＝減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計
男性	人	人	人	人	人	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減

（うち常用労働者）

	常用労働者数
男性	人
前年比	増・不変・減
女性	人
前年比	増・不変・減

〔注〕(1)「パートタイマー」とは、１日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または１日の所定労働時間は同じでも１週の所定労働日数が少ない者です。
(2)「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
① 期間を決めずに雇われている者、または１ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
② 日々または１ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、５月、６月にそれぞれ１８日以上雇われた者
③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
(3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

設問２）経営についてお答えください。

① 現在の経営状況は１年前と比べていかがですか。（１つだけに○）

1．良　い	2．変わらない	3．悪　い

② 現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。（１つだけに○）

1．強化拡大	2．現状維持	3．縮　小	4．廃　止	5．その他（　　）

③ 現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。（３つ以内に○）

1．労働力不足（量の不足）	2．人材不足（質の不足）	3．労働力の過剰
4．人件費の増大	5．販売不振・受注の減少	6．製品開発力・販売力の不足
7．同業他社との競争激化	8．原材料・仕入品の高騰	9．製品価格（販売価格）の下落
10．納期・単価等の取引条件の厳しさ	11．金融・資金繰り難	12．環境規制の強化

④ 経営上の強みはどのようなところにありますか。（３つ以内に○）

1．製品・サービスの独自性	2．技術力・製品開発力	3．生産技術・生産管理能力
4．営業力・マーケティング力	5．製品・サービスの企画力・提案力	6．製品の品質・精度の高さ
7．顧客への納品・サービスの速さ	8．企業・製品のブランド力	9．財務体質の強さ・資金調達力
10．優秀な仕入先・外注先	11．商品・サービスの質の高さ	12．組織の機動力・柔軟性

設問３）従業員の労働時間についてお答えください。

① 従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の週所定労働時間は何時間ですか（残業時間、休憩時間は除く）。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答えください。（１つだけに○）

1．38 時間以下	2．38 時間超 40 時間未満	3．40 時間	4．40 時間超 44 時間以下

〔注〕(1) 現在、労働基準法で 40 時間超 44 時間以下が認められているのは、10 人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
(2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

② 令和２年の従業員１人当たりの月平均残業時間（時間外労働・休日労働）をご記入ください。（小数点以下四捨五入）

従業員１人当たり　月平均残業時間　1．［　　］時間　　2．な　し

設問４）従業員の有給休暇についてお答えください。

① 令和２年の従業員１人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入ください。（付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下、四捨五入）

従業員１人当たり　平均付与日数　［　　］日　　従業員１人当たり　平均取得日数　［　　］日

（当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く）

設問５）新規学卒者の採用についてお答えください。

① 令和３年３月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。（１つだけに○）

1．あった	2．なかった

※1．に○をした事業所は①－１の質問にお答えください。
↓

①－１令和３年３月新規学卒者（採用及び採用予定）についてご記入ください。

学　卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	１人当たり平均初任給額（令和３年６月支給額）
高校卒	技術系	人	人	，　円
	事務系	人	人	，　円
専門学校卒	技術系	人	人	，　円
	事務系	人	人	，　円

学　卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	１人当たり平均初任給額（令和３年６月支給額）
短大卒（含高専）	技術系	人	人	，　円
	事務系	人	人	，　円
大学卒	技術系	人	人	，　円
	事務系	人	人	，　円

〔注〕(1) 令和３年６月の１ヵ月間に支給した１人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額（税込額）をご記入ください。
(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程（２年制以上）を卒業した者を対象としてください。
(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入ください。

② 令和４年３月の新規学卒者の採用計画はありますか。（１つだけに○）

１．ある	２．ない	３．未定

※１．に○をした事業所は②－１の質問にお答えください。
↓

②－１ 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

１．高校卒 [ ] 人	２．専門学校卒 [ ] 人	３．短大卒（含高専） [ ] 人	４．大学卒 [ ] 人

設問６）新型コロナウイルスの影響についてお答えください。

① 新型コロナウイルスによる貴事業所の経営への影響について、お答えください。（該当するすべてに○）

１．労働力の不足　２．労働力の過剰　３．資材・部品・商品等の調達・仕入難　４．売上高の減少
５．取引先・顧客からの受注減少　６．営業活動等の縮小　７．運転資金等の資金繰り難　８．休業の実施
９．受注や売上高が増加した　10．特に影響はない　11．その他（　　）

② 新型コロナウイルスの影響による貴事業所の従業員等の雇用環境の変化について、お答えください。（該当するすべてに○）

１．休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる　２．労働日数を減らした従業員がいる
３．子の学校等休校のため休んだ又は遅刻・早退した従業員がいる
４．事業休止・縮小により解雇した又は雇止めした従業員がいる
５．採用した従業員の入社日を遅らせた　６．採用予定者の内定を取り消した　７．従業員を採用した
８．賃金（賞与）を削減した　９．賃金（賞与）を引き上げた　10．特に影響はない
11．その他（　　）

③ 新型コロナウイルスの影響への対策として、７月１日現在、貴事業所で実施している従業員の労働環境の整備についてお答えください。（該当するすべてに○）

１．テレワークの導入　２．時差出勤の導入　３．時短勤務の導入　４．臨時手当等の支給
５．就業規則の見直し　６．特に整備していない　７．その他（　　）

④ 新型コロナウイルスの影響への対策として、貴事業所が事業を継続していくために、今後実施していきたい方策についてお答えください。（該当するすべてに○）

１．営業日数の削減　２．勤務体制の見直し　３．賃金体系の見直し　４．各種補助金の申請・活用
５．労働力の確保　６．労働生産性の向上　７．従業員の他社への派遣・出向　８．融資制度の活用
９．テナント料の引き下げ交渉　10．事業所拠点の集約　11．新規取引先の開拓
12．新事業分野の開拓　13．業態・事業転換　14．特に考えていない　15．その他（　　）

設問７）雇用保険料の事業主負担分についてお答えください。

① 新型コロナウイルス感染拡大に伴って特例措置がとられている雇用調整助成金等は、主に雇用保険料の事業主負担分を財源としています。感染の長期化で雇用保険財政がひっ迫していることから、今後、雇用保険料率の引上げ等の議論が始まることが予想されます。貴事業所のお考えについて、お答えください。（１つだけに○）

１．雇用保険料率の引上げは、負担増であり、反対　２．雇用保険料率の引上げは、負担増であるが、やむを得ない
３．雇用保険料率の引上げは、雇用保険制度維持のため、賛成　４．分からない、不明
５．その他（　　）

② 雇用保険料が引き上げられた場合、貴事業所の雇用への影響についてお答えください。（該当するすべてに○）

１．従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない　２．従業員数の削減を検討する
３．従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な（雇用保険適用外）雇用形態への転換を検討する
４．新規募集時は、雇用保険料が不要な（雇用保険適用外）雇用形態を増やす
５．賃金等の削減を検討する　６．その他（　　）

設問８）賃金改定についてお答えください。

① 令和３年１月１日から令和３年７月１日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。（１つだけに○）

１．引上げた	２．引下げた	３．今年は実施しない（凍結）
４．７月以降引上げる予定	５．７月以降引下げる予定	６．未　定

※１．～３．に○をした事業所は下記の①－１の質問にもお答えください。

↓

①－１ 賃金改定（引上げ・引下げ・凍結）を実施した対象者の総数と従業員１人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金（通勤手当を除く）及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員１人当たり（月額）		
	改定前の平均所定内賃金（A）	改定後の平均所定内賃金（B）	平均引上げ・引下げ額（C）
人	,　円	,　円	,　円

〔注〕(1)「改定前の平均所定内賃金（A）」「改定後の平均所定内賃金（B）」「平均引上げ・引下げ額（C）」の関係は次のとおりです。
- 「１．引上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額（C）」はプラス額になります。
- 「２．引下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額（C）」はマイナス額になります。
- 「３．今年は実施しない（凍結）」事業所は、（B）と（A）は同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額（C）」は「０」になります。

(2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です（１ページ目の設問１の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です）。
(3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。
(4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
(5)「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表

- 現金給与総額
  - 定期給与
    - 所定内賃金
      - （固定部分）基本給（年齢給、職能給、職務給、勤続給）、役付手当、技能手当、特殊勤務手当、家族手当、住宅手当、食事手当など
      - （変動部分）精勤手当、生産手当、能率手当など
    - 所定外賃金（超過勤務手当、休日出勤手当、宿直手当、深夜勤手当など）
  - 臨時給与（夏季・年末賞与など）

※①で１．または４．に○をした事業所、及び、臨時給与を引上げた（７月以降引上げ予定）事業所のみ②・③にもお答えください。

↓

② 賃金改定（引上げ・７月以降引上げ予定）の内容についてお答えください。（該当するものすべてに○）

１．定期昇給	２．ベースアップ	３．基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）
４．諸手当の改定	５．臨時給与（夏季・年末賞与など）の引上げ	

〔注〕(1)「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
(2)「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定（引上げ・７月以降引上げ予定）の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。（該当するものすべてに○）

１．企業の業績	２．世間相場	３．労働力の確保・定着	４．物価の動向	５．労使関係の安定
６．親会社又は関連会社の改定の動向		７．前年度の改定実績	８．賃上げムード	９．消費税増税
10．重視した要素はない		11．その他（　　）		

設問９）労働組合の有無についてお答えください。（１つだけに○）

１．ある	２．ない

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、７月２０日までにご返送ください。